

## 経営協議会

○：議長・委員長等(その委員会等の長)、□：副部門長、副本部長等

所 属	職 名	氏 名	任 期 (始)	任 期 (終)	備考
○	学長	塩田 浩平	(職務上)		1号
	理事	山田 尚登	(職務上)		2号
	理事	松末 吉隆	(職務上)		2号
	理事	小笠原 一誠	(職務上)		2号
	理事	山木 宏明	(職務上)		2号
放射線医学講座	(医学科長) 教授	村田 喜代史	H28.4.1	H30.3.31	3号
臨床看護学講座	(看護学科長) 教授	桑田 弘美	H28.4.1	H30.3.31	3号
滋賀県医師会長		猪飼 剛	H28.4.1	H30.3.31	4号
滋賀県副知事		池永 肇恵	H28.4.1	H30.3.31	4号
滋賀大学長		位田 隆一	H28.4.1	H30.3.31	4号
元滋賀県薬剤師会長		川端 和子	H28.4.1	H30.3.31	4号
前文部科学省スポーツ・青少年局長		久保 公人	H28.4.1	H30.3.31	4号
前三重大学理事・副学長		滝 和郎	H28.4.1	H30.3.31	4号
元オムロン株式会社・副社長		平井 紀夫	H28.4.1	H30.3.31	4号
公立甲賀病院副院長 湖医会会長		渡邊 一良	H28.4.1	H30.3.31	4号

(備考) 第4号の委員は、五十音順

第3条 経営協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 学長

(2) 理事

(3) 学長が指名する職員

(4) 教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命する学外有識者

2 経営協議会の委員の過半数は、前項第4号に掲げる委員でなければならない。

3 第1項第3号及び第4号の委員は、学長が委嘱し、その任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。